

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 12 号

◎旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和元年 10 月 1 日）

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号）の一部を次のように改正し、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 20 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 46 条イを次のように改める。

イ 東京都区内

東武鉄道株式会社

東上線

池袋

その他の線

亀戸、北千住

京成電鉄株式会社線

日暮里

西武鉄道株式会社

池袋線、国分寺線、拝島線、西武秩父線、新宿線

池袋、高田馬場

多摩湖線

高田馬場

小田急電鉄株式会社

小田原線

新宿

江ノ島線

新宿

京王電鉄株式会社線

新宿、渋谷

東急電鉄株式会社線

大井町、蒲田、五反田、目黒、渋谷

京浜急行電鉄株式会社線

品川

同条ロを次のように改める。

ロ 横浜市内

東急電鉄株式会社線

横浜、菊名、長津田

京浜急行電鉄株式会社線

横浜、八丁畷

相模鉄道株式会社線

横浜、羽沢横浜国大

第 58 条第 2 号イを次のように改める。

イ 旅客会社線区間 大人定期旅客運賃を折半し、端数整理した額

同条第3号（注）を次のように改める。

（注）「別に定める連絡会社線定期旅客運賃」とは、別に達示したものをいう。

第59条本文を次のように改める。

第59条 旅客規則第99条第1号及び第2号に規定する電車特定区間内相互発着の定期旅客運賃の特定は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。

第71条第1項中「520円」を「530円」に改める。

第72条第1項中「320円」を「330円」に改める。

第72条の2第1号を次のように改める。

(1) 大人座席指定料金

旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円（伊豆急行株式会社線区間にあっては座席指定料金 110 円、富士急行株式会社線区間にあっては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間にあっては座席指定料金 250 円）を併算した額

第75条第1項第1号イの(Ⅱ)のa中「東京急行電鉄株式会社線」を「東急電鉄株式会社線」に改める。

第111条第2項中「1個について280円」を「1個について290円」に改める。